

## ★退職後に国民健康保険へ加入予定の方へ★

退職後に国民健康保険へ加入をされる方は、下記のものを持参して窓口で手続きをして下さい。

- ①社会保険等喪失証明書（勤めていた会社か、社会保険事務所等からの証明です。）
- ②年金証書（年金を受給されている方のみ）
- ③印鑑（認印）
- ④国民健康保険証（家族の中すでに国民健康保険に加入している方がいる場合のみ）

\*なお、勤めていた会社の健康保険等に引き続き加入できる（任意継続被保険者）方もいますので、詳しくは健康推進課か勤めていた会社の方へお問い合わせ下さい。

\*国民健康保険へ加入される方は退職された日の翌日から**14日以内**に手続きをして下さい。手続きが遅れた場合、その間の病院受診支払いが、全額自己負担になることもあります。

お問い合わせ先／健康推進課 国民健康保険係 ☎ 945-4791(内線153~155)

## ジェネリック医薬品をご存知ですか？

### ●ジェネリック医薬品とは・・・

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後に、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安く作ることができます。

### ●どのようにしたらジェネリック医薬品を処方してもらえるの？

ジェネリック医薬品を希望する旨を医師に伝えるか、ジェネリック医薬品希望カードを提示すると、意思がより明確に伝わります。ジェネリック医薬品カードは健康推進課窓口で配布しています。

ただし、被保険者の症状によっては、ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。必ずかかりつけ医師・薬剤師に相談しましょう。

お問い合わせ先／健康推進課 国保係 ☎ 945-4791(内線154)



## 軽自動車等の抹消・名義変更など手続はお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在に所有している方に課税されます。

軽自動車の場合、普通自動車とは異なり、年度途中の抹消などによる月割り計算での税金の払い戻しがありません。

現在使用していない車両（二輪車を含む）で、抹消手続をされていない方や知人に譲ったが名義変更の手続をされていない方、又は西原町から転出され、住所変更の手続をされていない方はお早めに所定の手続をすませてください。

なお、車種により手続先、書類などが異なりますので、詳しくは下記までお問合せください。

お問い合わせ先／西原町役場 税務課 町県民税係 軽自動車担当 ☎ 945-4729(内線142)

## 3月15日(月)より、平成22年度の国民健康保険証の切り替えがはじまります

8期の納付期限(3月1日)までに、国民健康保険税を全てお支払いされた世帯には、新しい保険証をご自宅に郵送いたします(手続きは不要です)。新しい保険証は3月25日頃までに届く予定です。

ただし、マル遠・マル学の保険証は、窓口での受け取りとなります。

### ～切り替え手続きについて～

(3月2日の時点で、保険税の未納がある世帯は、窓口での切り替えが必要です)

切り替え場所：西原町役場 健康推進課窓口

期間：3月15日(月)～3月31日(水)(土・日・祝日を除く)

受付時間：午前9時～午後4時(正午～午後1時のお昼休みを除く)

持参するもの：①今お持ちの国民健康保険証

②本人確認ができるもの(免許証、パスポート等)

③切り替えのお知らせのハガキ

④マル遠、マル学の場合は在園証明書・在学証明書

⑤国保税を支払って2週間以内であればその領収証

(銀行窓口等から役場に支払いの情報が届くのに時間がかかるため、支払い確認をするために必要です。)

※別世帯の方が代理で手続きする場合、上記①～⑤のほか、委任状(様式は自由)も必要となります。

◎平成22年度の所得申告しない方は・・・

⇒ 税務課で申告をしてから切り替えをしてください。

### 《70歳～74歳の方へ》(平成22年4月から)

70歳から74歳の方の病院での窓口負担割合は、凍結措置により平成22年3月末まで1割に据え置かれ、平成22年4月から2割(現役並み所得者は3割のまま)に変更することになっていましたが、凍結措置がさらに1年間延長されました。

これにより、平成22年4月からも引き続き1割負担(現役並み所得者は3割負担)になります。

※現在1割負担の方には、3月中旬頃に新しい高齢受給者証を郵送いたします。旧証は各自で破棄するようお願いします。

### 《資格証明書の交付を受けている世帯の方へ》

特別な事情がなく1年以上保険税を滞納している世帯には、保険証を返還してもらい、「資格証明書」が発行され医療費がいったん全額自己負担となっていますが、平成21年4月からは同世帯内の中学生以下(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)の子どもに対しては、資格証明書を発行せず、有効期限が6か月の「短期被保険者証」が交付されます。